

# 市税等・公共料金の減免・猶予などについて

新型コロナウイルス感染症の影響により市税等の納付が困難な方に対して減免・猶予などの制度を設けています。

税金など		相談窓口
1	<del>市税等</del> (市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税 法人市民税・介護保険料・後期高齢者医療保険料) <del>猶予</del> を受けることができます。	<b>※申請受付終了</b>
2	国民健康保険税 減免 を受けることができます。	日南市役所 市民課 保険係 ☎0987-31-1126
3	固定資産税 (※中小事業者等) R3年度課税分 減免 を受けることができます。	日南市役所 税務課 資産税係 ☎0987-31-1120
4	後期高齢者医療保険料 減免 を受けることができます。	日南市役所 市民課 保険係 ☎0987-31-1126
5	介護保険料 減免 を受けることができます。	日南市役所 長寿課 介護保険係 ☎0987-31-1160
6	国民年金保険料 免除 を受けることができます。	日南市役所 市民課 年金係 ☎0987-31-1127
料金		相談窓口
7	住宅使用料 猶予 を受けることができます。	日南市役所 財産マネジメント課 住宅係 ☎0987-31-1140
上水道・下水道など		相談窓口
8	水道料金及び下水道使用料 猶予 を受けることができます。	日南市役所 水道課 営業係 ☎0987-31-1149
9	下水道受益者負担金及び浄化槽使用料 猶予 を受けることができます。	日南市役所 下水道課 管理係・浄化槽係 ☎0987-23-9977

※ 1 市税等の支払い猶予については、令和3年1月28日(木)で申請受付が終了いたしました。